### 安定法と企業の取り 産



への転換を

事企画部長が、先駆的な事例を紹介した。 士電機ホールディングスの黒江義則・人 ードの伊藤泰仁・総務本部副本部長と富 制度を実施している㈱エム・ティー・フ

ションでは、既に六五歳までの定年延長 法のポイントを解説。パネルディスカッ 齢者雇用安定法の趣旨や雇用延長の実施

継続雇用制度導入の方法など、

同

石田寿・高齢者雇用対策課長が改正高年

括研究員の基調講演の後、

厚生労働省の

法と企業の取り組み」。伊藤実・当機構統 今回のテーマは「改正高年齢者雇用安定 日、都内で労働政策フォーラムを開いた。

労働政策研究・研修機構は一一月三〇

変えれば前に進める」と説明した。 多い。働きたいのになかなか働けないと 四九年生まれの人口は他の世代より二~ いう人たちがいるときは、少し仕組みを 本は(高齢者層の)就労希望者がかなり わりできない」と述べ、そのうえで「日 った場合、そのすべてを社会保障で肩代 歳定年で引退し、所得を生み出さなくな ○○万人以上がひしめくこの世代が六○ ○○七年から始まる。伊藤研究員は、「二 五割程多く、この層の退職ラッシュが二 テーマに基調講演した。 括研究員が「高齢者雇用の基本戦略」を フォーラムはまず、伊藤実・当機構統 「団塊の世代」と呼ばれる一九四七~

> 献というのが企業でも可能になるので、 専門職・教育係も兼ねた熟練工の働き方 場に基づく職種別賃金にする④原則とし りではない。むしろ経済合理性以上の貢 ントをして、賃金を仕事別の水準に合わ で、高齢者側もある程度の意識改革が必 を中心とする⑤威張る人は嫌がられるの を維持する③その際の賃金は外部労働市 テムを明確にすることで透明性と納得性 用意する②それぞれの仕事にどういう人 く、賃金や労働時間など多様な働き方を 向として、①全員フルタイム一律ではな 脱却と仕事別賃金への転換を求めた。 の転換の必要性を指摘。年功賃金からの 市場。高齢者の雇用に利用しない手はな っていく日本社会にとって非常に異質な ことがネックになっている」ことを課題 属人性を重視した年功制人事システム 必要ではないか」とまとめ、 そういう枠組みを早急に構築することが せれば、高齢者雇用はマイナス志向ばか て管理職を離れ、一人で業務を担当する に就いてもらいたいかのマッチングシス さらに、雇用延長する際の具体的な方 い」と話し、年功賃金から仕事別賃金へ にあげた。問題解決の方策の一つとして 「派遣労働市場は、仕事別の基準で決ま 「横並び一律管理に慣れてしまっている -などを提起。「こういうマネジメ

### 局齢者の継 者の継続雇用をの柔軟な対応で

システム構築の重要性を訴えた。

こうした現状のなかで今年六月に成立

の労働時間管理や年齢、

性別、学歴等の

また、伊藤研究員は現状がフルタイム

就業規則の変更で対象者の基準を定めら 年間、三〇〇人未満の中小企業は五年間 用することが原則だが、労使協定を結べ 制度は、六〇歳を超える希望者全員を雇 る』というところは三割弱という状況に 確保する企業』が七○%を超えている. トを解説。「労使の工夫で柔軟な対応が れる特例も設けている-が可能②労使協議が不調に終わった場合 を参考に対象を絞る独自基準を作ること ある」と前置きしたうえで、①継続雇用 厚生労働省の石田高齢者雇用対策課長 企業が健康診断結果やキャリアなど 「『少なくとも六五歳まで働ける場を 『原則として希望者全員を対象とす 従業員三〇〇人以上の大企業は三 制度であることを強調した。 などのポイン

# 中高年の再就職を促進求職活動支援書の交付で予齢制限是正 と

けるという内容だ。このほか、四五歳以由を求人広告などに明記するよう義務付齢を設けて人材を募集する場合はその理施行されている。事業主に対し、上限年同改正法の一部は一二月一日から既に

支援している。 支援している。 を記載した「求職活動支援書」の交付も を記載した「求職活動支援書」の交付も の職務経歴や資格・免許、職業能力など 上六五歳未満の社員を解雇する際、本人

この取り組みをもう一歩進めていただき 指摘。「年齢制限是正の努力義務はかか とが伺える。石田課長は、「その原因の 年層が一旦離職すると再就職が難しいこ けない理由に『求人年齢と自分の年齢が 体(〇・六二倍)の半分。総務省の労働 たい」などと訴えた。 定所における年齢不問求人割合は二三%。 っているが、今年八月現在の公共職業安 合わない』ことをあげているなど、中高 の高齢層の失業者の四~五割が仕事に就 力調査をみても、四五歳以上六五歳未満 未満の有効求人倍率は○・三一倍で、全 よると、平成一五年の四五歳以上六五歳 一つが求人における年齢制限にある」と 厚生労働省の「職業安定業務統計」に

## **六五歳定年制を導入** 材確保 のため、創業時から

| 従業員は六五歳以前に定年退職を選択すって、 | 六〇歳を超えて勤続年数一○年を超える | 六五歳定年制を導入している(ただし、 | 者の考えの下、一九八一年の創業時から

ることも可能

再雇用も行っている。○四年九月時点で ら本人の希望と会社の提示する条件が合 いており、 り、六○歳以上の従業員が二三%を占め 従業員数は一三六七人、うち約一三〇〇 えば、一年ごとの嘱託契約で」定年後の 態が業務遂行に支障のないこと、それか 材を逃すことになる」として、「健康状 働く七五歳の女性だという。 ている。現在、七二人が再雇用制度で働 人が各施設でサービス業務に従事してお 分活躍してもらうことのできる貴重な人 一律に引退する時期を定めることで、 はかるための決定的な情報とはなり得ず、 さらに、「年齢は、 最高齢者は病院の給食施設で 健康状態や体力を

ころだが、結果として、年齢の構成比に 背景には、受託施設の増加に労働力確保 うわけではなかったというのが本当のと そのうえで、「積極的な高齢者雇用とい 悩まされている―― 集約型産業であり、 ることが少なくない②バブル期に入って 部長は、①受託施設が広域に渡るうえ、 おける高齢者の割合が増え、それが現在 より困難になった③集団給食業界は労働 からは、新卒者等の若年労働者の確保が 工場や福祉施設、 が追いつかない事情があった。伊藤副本 同社が早くから高齢者の活用を考えた 保養所などは郊外にあ 恒常的な人手不足に -などの実態を報告。

しした一因のようだ。

まり、即戦力として期待できる。こうしおり、即戦力として期待できる。こうし途採用者の多くが類似の仕事を経験して業界内での人材の流動性が高いため、中業界内でのといいる」と説明した。外食産業は、

勤務形態も、個々の体力や希望する給与 ことに加え、一九九七年には給与の大部 的な要員を配置することがしやすくなる」 時間帯にコアなメンバーを集めて、 富んだ働き方を採り入れている。「繁忙 朝とか夜間のみの勤務などバラエティに 水準に合わせて、週三、四日勤務や、早 因になったのではないか」と振り返った。 職責等に応じたものに改定した」。この 分を勤続年数や年齢、学歴等に関係なく 給与の年功部分の割合は大きくなかった などの副次的なメリットも生まれている。 人件費の効率性が一定に保たれている原 についても言及。賃金面では「従前から 伊藤副本部長は従業員の待遇 「高齢者の割合が高くなっても、

# 賃金制度の精微な改定を実施六五歳定年制導入(に当たり、

六五歳まで延ばすかを選択する。面談は、大工人事企画部長から、同社が二○○○年があった。同社では、まず社員が五五歳があった。同社では、まず社員が五五歳があった。同社では、まず社員が五五歳に伴う賃金制度等の改革についての解説に伴う賃金制度等の改革についての解説にはるると、個別面談を行い、六○歳以降の定年退職するか、定年年齢を段階的に、富士電機ホールディングスの黒次に、富士電機ホールディングスの黒次に、富士電機ホールディングスの黒次に、富士電機ホールディングスの黒次に、富士電機ホールディングスの黒次に、富士電機ホールディングスの黒次に、富士電機ホールディングスの黒

満たず、

者の概ね一五%程度。その後は一割にも択した人は、導入後三年目までは全対象

○二年度がわずか二%、

〇三年

こともあり得るという。
こともあり得るという。
こともあり得るという。
こともあり得るという。
こともあり得るという。

業年金制度についても、支給開始年齢の 効果につながる」と説明した。なお、企 の所得としてある程度確保できるという この分の支給が続くので、その分、毎年 きる。なおかつ六○歳以降についても、 減額措置のほぼすべてを埋めることがで の分割支給に切り換えた。黒江部長は、 を廃して、五六歳から定年までの賞与時 六歳以上を対象に加算支給する)」 部分 時金の四割を占めていた「定年加算金(五 歳歳時に比べ、約半額程度。六○歳以降 歳時の八五%水準、六三歳定年の人は一 額を開始。六五歳定年を選んだ人は五五 短縮などの措置を講じている。 繰り延べや、 この変更で「年収としては五六歳からの 退職一時金の仕組みも大きく改訂。一 れてインセンティブを持たせる仕組みだ。 の月例給与は定額にし、賞与に査定を入 六○歳からは再度減額され、水準は五五 ○%カットの九○%水準になる。さらに、 与の減額措置が行われる。五六歳から減 ところが、制度実施後に定年延長を選 定年延長を選択した人には、賃金・賞 有期年金部分の支給期間

> 示した。 活用できる道を開かなければならない」 場環境になっていない。 リム化の中で六○歳に近い層の早期退職 歳定年を前提としたライフプランから延 度は五%にとどまっている。 条件の再設計などを検討することで、魅 と述べ、今後、短時間勤務の導入や労働 ているスキルや人脈を低コストで継承・ 長制度を利用してもらい、彼らが保有し 業を離れていくということに対して、か 高齢者のスキルを有効活用しようとの職 ため、定年延長を選択しづらい雰囲気が 優遇制度の適用による協力依頼があった 回ろうとの意識が否定できない③人員ス から、受給権が保護される受給側に早く 長したライフプランに軌道修正し切れて 迷について黒江部長は、①対象者が六〇 力的な制度に切りかえていくとの考えを なりの危機感を持っている。この定年延 あった④世代交代や新陳代謝が優先され いない②社会保障制度全般への制度不信 「いわゆる団塊の世代が、今の勢いで企 -などと分析 選択率の

際の運用について質問が集中した。
常の基準は、どの程度客観的・具体的な
は、その人も六三歳まで延ばさないとい
は、その人も六三歳まで延ばさないとい
は、その人も六三歳になる。このときに
は、その人も六三歳になる。このときに
は、その人も六三歳になる。 このときに
は、その人も六三歳まで延ばさないと
は、その人も六三歳まで延ばさないとい
は、その人も六三歳まで延ばさないとい

## ,調査部 新井栄三)